

児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

8月は、児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の支給を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、現況届等を提出していただく時期です。

7月末に、大口町役場ごとも課から送付された必要書類を、必ず期限内に提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書（緑色の様式）および関係書類をお持ちください。なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

①現況届

②児童扶養手当証書

③養育費に関する申告書など

▽愛知県遺児手当

所得状況届など

※令和8年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和8年1月1日現在お住まいの住所にて、「令和8年度（令和7年分）課税証明書」を取得の上、提出してください。

▽大口町児童扶養手当

現況届など

提出期間

▽児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当

8月3日（月）から31日（月）

問合せおよび提出先

健康文化センター1階

ごとも課 ☎94-1222

国民年金保険料免除等申請

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、廃業などの理由で保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」や、猶予となる「納付猶予制度（50歳未満）」があります。産前産後期間の国民年金保険料が免除になります。

除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。どちらでもマイナポータルを利用した電子申請が可能です。

問合せ先

戸籍保険課

☎95-1115



▲日本年金機構ホームページ「個人の方の電子申請」

特別障害者手当等現況届・特別児童扶養手当所得状況届 愛知県在宅重度障害者手当所得状況等届の提出

受給者の方は、毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要になります。

提出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、期間内に必ず提出してください。必要書類は郵送します。

提出書類

▽特別障害者手当・障害児福祉手当

①現況届

②年金振込通知書（ハガキ）

③令和7年中の年金の金額が確認できる通帳

▽特別児童扶養手当

所得状況届

▽愛知県在宅重度障害者手当

所得状況等届

※令和8年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和8年1月1日にお住まいの市町村で「令和8年度（令和7年分）課税証明書」を取得の上、提出してください。

提出期間

▽特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

令和8年1月2日（水）から9月11日（金）

8月3日（月）から31日（月）

※各手当とも所得制限があります。

問合せおよび提出先

健康文化センター1階 長寿ふくし課 ☎94-0051